

平成31年有田市議会4月臨時会

議事日程（第1号）

平成31年4月19日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
 - 日程 2 会期の決定
 - 日程 3 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市税条例等の一部を改正する条例)
 - 日程 4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 日程 5 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度有田市一般会計補正予算(第10号))
 - 日程 6 議案第20号 工事請負契約について
 - 日程 7 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて(有田市税条例等の一部を改正する条例)から
- 日程 6 議案第20号 工事請負契約についてまで
- 日程 7 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について

出席議員 13名

1番	一ノ瀬	敦子	2番	池田	敦城
4番	岡田	行弘	6番	児嶋	清秋
7番	万賀	幸雄	8番	中谷	桂三
9番	辻本	意典	10番	堀川	明治
11番	生駒	三雄	12番	宇野	博治
13番	福永	広次	14番	西口	正助
15番	浜口	元司			

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	成田裕幸
水道事務所長	江川敦夫	教育次長	谷輪吉伸
消防長	田邊隆義	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	大松満至	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	山崎希恵	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
建設課長	脇村哲弘	水道課長	北野宏幸
会計管理者	森川直子	教育総務課長	伊藤正人
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部次長	梅本敦夫
医事課長	山下剛	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（万賀幸雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しております。

これより、本日をもって招集されました平成31年有田市議会4月臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、当局から3月定例会終了以降、本日までの人事異動等に伴い、議場内説明員の紹介をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許すことにいたします。田代副市長。

○副市長（田代利彦君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成31年3月定例会終了以降の人事異動に伴う議場内説明員の御紹介を申し上げます。

〔田代副市長より説明員の紹介〕

○議長（万賀幸雄君） 説明員の紹介は終わりました。

次に、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。

詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御照覧願います。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

4月19日付、有市総E第1004号をもって、市長から議長に宛て、議案第17号、専決処分承認を求めることについて（有田市税条例等の一部を改正する条例）から議案第20号、工事請負契約についてまでの議案4件の送付を受けました。

お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（万賀幸雄君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、14番西口正助君、15番浜口元司君のお二人を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

平成31年4月臨時会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。議会運営委員長岡田行弘君。

○議会運営委員会委員長（岡田行弘君） おはようございます。平成31年有田市議会4月臨時会に先立ちまして、去る4月16日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日一日とすることに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。平成31年4月臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日一日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決しました。

次に、日程3、議案第17号、専決処分の承認を求めることについて（有田市税条例等の一部を改正する条例）から日程6、議案第20号、工事請負契約についてまでの議案4件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆様、おはようございます。本日、ここに平成31年4月臨時会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり格段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの臨時会は、条例の一部改正及び平成30年度一般会計補正予算について専決処分をしたことに伴い、その承認を求めることのほか、新水泳場建設工事の請負契約について、その議決をお願いするものでございます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

議案第17号の有田市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

議案第18号の有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

議案第19号の平成30年度有田市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ647万9,000円を減額したものでございます。

主な内容といたしまして、歳入では、法人市民税や各種交付金、地方交付税の確定等に伴う補正を計上したものでございます。

歳出では、地方債の補正等に伴う財源更正を行うとともに、事業費の確定により、戸籍住民基本台帳事務事業及び農業土木事務事業において減額を行ってございます。

また、事業費確定に伴いまして、繰越明許費の変更及び廃止並びに地方債の変更を行ったものでございます。

以上3件は、いずれも緊急を要し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたもので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

次に、議案第20号、工事請負契約については、新水泳場建設工事を早期に着工させる必要があるため、その請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（万賀幸雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。喜多経営管理部参事。

○経営管理部参事（喜多俊充君） 議案第17号、専決処分の承認を求めることについて（有田市税条例等の一部を改正する条例）、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

まず、第1条から第3条までの有田市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条中、第34条の7の改正は、個人市民税の寄附金税額控除に係る申告特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とするものでございます。

付則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別控除について、その適用を2年間延長するほか、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に、当該事項の記載があること等の要件を不要とするものでございます。

付則第7条の4の改正は、地方税法の改正に伴う規定の整備でございます。

付則第9条及び第9条の2の改正は、個人市民税の寄附金税額控除に係る申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備でございます。

付則第10条の2及び、2ページの第10条の3の改正は、地方税法等の改正にあわせて規定を整備するものでございます。

付則第16条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例等について3段階で改正するものでございまして、第1条改正では、重課の規定を本年度に限ったものとし、軽課の規定のうち、平成29年度分を削除するものでございます。

4ページ及び5ページの第2条改正では、重課の規定を整備するとともに、現行の軽課の対象を2年間延長するものでございます。

6ページの第3条改正では、当該延長後の2年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限定するものでございます。

付則第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例等について、付則第16条の改正にあわせて、3段階で規定の整備等を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2条中、第36条の2の改正は、前年において支払いを受けた給与で年末調整を受けたものを有する納税義務者が個人市民税の申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができるものとしております。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に、単身児童扶養者の記載事項を追加するものでございます。

第36条の4の改正は、第36条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

4ページをお願いいたします。

付則第15条の2、第15条の2の2及び第15条の6の改正は、それぞれ軽自動車税の環境性能割の非課税、賦課徴収の特例及び税率の特例について規定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3条中、第24条の改正は、単身児童扶養者を、個人市民税の非課税措置の対象に加えるものでございます。

次に、第4条及び第5条の有田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第4条中、改正条例付則第15条の6及び第16条の改正は、地方税法の改正にあわせて規定の整備をするものでございます。

第5条中、改正条例第48条の改正並びに、7ページの改正条例付則第1条及び第2条の改正は、法人市民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務づけられた資本金1億円超えの内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、当該電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合、それを使用しないで納税申告書等を提出することができることとするほか、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

付則といたしまして、第1条では、この条例の施行日を、8ページの第2条から9ページの第8条まででは、市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めてございます。

第9条では、有田市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について規定しておりまして、関係法令の改正に伴い、規定の整備を行ってございます。

末尾に、新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第17号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 山崎健康課長。

○健康課長（山崎希恵君） 議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、補足説明を申し上げます。

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付専決処分をしたもので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

改正理由は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

今回の改正内容は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の被保険者負担の軽減を図るための、課税限度額の引き上げ及び減額判定所得基準の引き上げでございます。

条例案につきまして説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条第2項ただし書きでは、基礎課税額に係る課税限度額の現行58万円を61万円に引き上げるものでございます。

第21条では、課税限度額の引き上げに伴い、所要の条文整備を行うとともに、低所得者の減額措置の対象を拡大させるため、5割減額の対象となる世帯の減額判定所得基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額の現行27万5,000円を28万円に、2割減額の対象となる世帯の減額判定所得基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額の現行50万円を51万円に引き上げるものでございます。

次に、付則でございます。第1条は施行期日を、第2条は適用区分を定めるものでございます。

末尾に、新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第18号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 大松経営企画課長。

○経営企画課長（大松満至君） 続きまして、議案第19号、専決処分の承認を求めること

について（平成30年度有田市一般会計補正予算（第10号））、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ647万9,000円を減額し、予算総額を150億7,101万円としたものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の補正でございますが、3 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正で、変更と廃止がございます。

変更は、第7款土木費、第2項道路橋梁費の道路維持補修事業費5,304万5,000円を4,434万5,000円に、市道整備事業費2,530万7,000円を2,340万9,000円に、第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業費5,836万5,000円を4,973万6,000円に変更したもので、いずれも繰越事業費の確定に伴い減額を行ったものでございます。

次に、廃止は、第7款土木費、第5項下水道費の下水道整備事業費415万7,000円、第7項砂防費の県営急傾斜地崩壊防止対策負担事業費112万円について、年度内に事業が完了したため、繰越明許費の廃止をしたものでございます。

続きまして、第3条の地方債の補正でございますが、3 ページ下段、第3表、地方債補正で変更してございます。新水泳場整備事業で、起債限度額を8億5,060万円から8億8,270万円に増額したものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入ります、5 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、第1款市税、第1項市民税、第2目法人で補正額1億1,700万円は、法人税割額の確定により増額したものでございます。

第2款地方譲与税、第3項、第1目特別とん譲与税で補正額524万5,000円、次の第3款、第1項、第1目利子割交付金で補正額337万7,000円、第4款、第1項、第1目配当割交付金で補正額132万9,000円、第5款、第1項、第1目株式譲渡所得割交付金で補正額641万6,000円、次のページ、第6款、第1項、第1目地方消費税交付金で補正額2,870万4,000円、第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金で補正額863万3,000円は、いずれも交付額の確定により増額したものでございます。

次に、第9款、第1項、第1目地方交付税で補正額7,903万4,000円は、特別交付税交付額確定により増額したものでございます。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で補正額363万円の減額、及び第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林費補助金で補正額284万9,000円の減額は、いずれも事業費の確定に伴い減額したものでございます。

7 ページをお願いいたします。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で補正額1億9,889万1,000円の減額及び第3目ふるさと応援基金繰入金で補正額8,294万7,000円の減額は、基金の取り崩しを減額したものでございます。

第20款、第1項市債、第1目教育債で補正額3,210万円は、新水泳場整備事業債を増額したものでございます。

以上で歳入を終わります。次に歳出について御説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

第2款総務費、第3項、第1目戸籍住民基本台帳費で363万円の減額は、個人番号カード交付事業負担金の確定に伴い減額したものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健事業対策費の補正は、基金充当額を減額したことによる財源更正でございます。

第5款農林費、第1項農業費、第4目農業土木費で補正額284万9,000円の減額は、ため池調査業務の事業費確定に伴い減額したものでございます。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び、次のページ、第3項中学校費、第1目学校管理費での補正は、いずれも基金充当額を減額したことによる財源更正でございます。

第5項保健体育費、第5目水泳場費の補正は、起債額の増額に伴う財源更正でございます。

以上で、議案第19号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第20号、工事請負契約について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、新水泳場建設工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、新水泳場建設工事で、契約金額は、14億2,560万円。契約の相手でございますが、三洋・匠特定建設工事共同企業体、代表者、有田郡有田川町野田511番地の2、三洋建設株式会社代表取締役、川口禎男でございます。

なお、契約に当たっては、条件つき一般競争入札に付し、執行したところ、応札者が1社しかなく、実施要綱の規定に基づき、入札を不調としました。

しかしながら、再度入札に付した場合、完成期日までの完成が見込まれないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、唯一応札のあった同業者に見積もりを徴収し、交渉したところ、予定価格内での提示があったため、随意契約により仮契約を行ったところであります。

以上で、議案第20号について、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本議会に提案されております議案4件を一括議題とし、議案質疑を行います。まず、議案第17号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑を認めます。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑を認めます。御質疑……。

〔15番「議長」と呼ぶ〕

○議長（万賀幸雄君） 15番浜口元司議員。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） 議案第20号、工事請負契約について、御前課長から御説明をいただきました。そしてまた、さきの議会運営委員会でも、ある程度の提案事項としての説明を受けました。

今、御前課長の説明によると、14億2,000万何がしの金額で三洋・匠特定JVが落札したと。しかし、応札業者は1社のみであったと。しかし、工期がないので再入札はできないと。この1社との間で随意契約をするという説明でございました。

この後、総務建設委員会において審査されることは重々承知しております。しかし、この委員会には執行部は、いわゆる市長も副市長も出席しない、担当者みの委員会であるという中で、市長に確認をしておきたい。

行政は間違いのないことを提案していくことは、間違いのない。しかし、1社だけで競合しない中で落札業者を決めるというのは、いかにも不自然であると。やはり市税、市民の皆さん方の税金を使う上においては、やはり競争させるというのは原理であると。その競争なしで14億何がしというような大きな工事を1社だけで発注するというのは、地方自治法でできるということはわかる。

しかし、これについてもっと、こういうことも想定されたような中で、工程が十分とれるような中で発注するのがベストではないかと思う。その点について、市長の見解を聞きたい。

○議長（万賀幸雄君） 望月市長。

○市長（望月良男君） お答えいたします。

確かに大きな規模でございますので、原則である入札での落札者と契約を結ぶという、これが通常の流れだと思います。背景には工期の問題、この工期というのは1年間であり、交付金の性質もありまして単年度で本体のところはやってしまうと、そういったものを前提でこれまで進めてまいりました。この1年間でやってしまうということは可能かどうかといったら、もちろん可能であるということですから、これまで計画どおり進めてきて今回に至っています。

できればもっとゆっくと工期をいっぱいとれるというのは、これはもうもちろんよりよいと言えばそうなんですけれども、今回は申し上げましたとおり、交付金の性質とか単年度でも行けるといって——専門家、設計士との協議とか、いろいろな判断から、そういうことで行政としては進めてまいりました。

ただ、今、東京オリンピックまでは都市部を中心に人手不足。これがこの和歌山県内でも和歌山市の市民会館であったり、新宮市の複合施設であったり、こういったところで入札をしても1社しか応札しないとか金額がそれ以内におさまらないとか、そんな問題があ

ったので、我々これはちゃんと注視しながらやらないけないと、これはもうそういうことはしっかりと確認しながらやってまいりました。

そんな中で入札公告を出して4社、5社が興味を示して意欲のあるところが見受けられていた。3社からは質疑もあった。これは何とか入札になるんじゃないかなど。そんなことで運んでまいりましたが、結果、1社ということになりました。

入札は当然1社の応札ですので不調といたしました。次、政治行政の判断としてもう一度広げて入札をやり直すということがセオリーといたしますか、通常考えられることで――これがこの事業にもたらすおくれとか、次の広げたところで本当にまた競争を何社か複数の業者、企業体が応札してくれるかということの見通しとか、今回約14億8,500万円という予定価格で入札を設定いたしました。そんな中、14億2,560万円ということで五千何百万円という企業努力の自分たちの応札、それを除いた応札と、それ以内におさまっているということ。

ですから、市民の不利益とか、いろんなことを勘案した結果、この業者さんとしっかりと交渉をして仮契約していただいたわけですが、1社しかないとなると、次また高くなってくるといことも想定されますし、そこでしっかりと交渉して、それ以内であれば、ここで契約をしていくのがベストじゃないかということで判断をしたというところでは。

以上です。

○議長（万賀幸雄君） 15番浜口元司議員。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） 和歌山市の入札の件、そしてまた新宮市の庁舎の件等々については、新聞でもよく入札が不成立であったということは承知しています。

今、有田市の市内における建設業者関係においては、どちらかといえば暇だというのが――有田市内の建設業者のほぼ七、八割がそういったような事情であると。にもかかわらず、単独で入札できる業者が有田市で4社、そしてJVを組まなきゃならない、いわゆる技術者が4名以上いないところについては10社ほどがやろうと思えば入札に参加できる。にもかかわらず、1社のみであると。

私は、クエスチョン、はてなど。七、八割が仕事がないと。遠いところでは泉南地方まで仕事をしに行っている連中が、どうしてこの仕事に14億何がしの工事に参加しなかったのかなど。まだ私の頭の中では整理されておりません。どこに原因があったのかなど。なぜ、この14億何がしの工事について入札する意欲がなかったのかなど。私は、ちょっとまだ不思議でございます。

いずれにしても、14億8,000万何がしの上限金額に対し、96%の14億2,000万円でやると。これは合法的なことであると。上限の予定価格を下回っているんやからね。それはもう問題なしとします。

この後、総務建設委員会で審査されると思うんですが、公の場で、本会議場で私の思いを――本来なら委員会で審査する立場にあることは重々承知しておるんやけれど、一言、市長、副市長のおる場で申し上げたいということで今、申し上げた次第でございます。この後、総務建設委員会で審査されますので。ということで、私のこの場における質問を終わります。

○議長（万賀幸雄君） ほかに御質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。
以上をもって、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、本議会に提案されております議案4件の委員会付託は、お手元へ配付いたしております議案の付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催時間が決定いたしておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。
総務建設委員会 午前10時40分 全員協議会室
文教厚生委員会 午前10時40分 第1委員会室
予算決算委員会 両委員会終了後 全員協議会室
以上でございます。

○議長（万賀幸雄君） 報告は終わりました。
会議の途中ですが、各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（万賀幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、議案4件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について順次、報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長浜口元司君。

○総務建設委員会委員長（浜口元司君） 総務建設委員会から報告いたします。
本日、本会議において当委員会に付託されました案件について、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第17号につきましては、承認すべきものと決しました。

次に、議案第20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、工事請負契約について、これに関連して一言、申し添えておきます。

今回、このようになった原因の究明をしていただきたい。それで、今後このようなことのないように努めていただきたい。当局にも責任の一旦があると思います。今後、工事を進めていくに当たっては、できるだけ有田市内の業者が工事に参画できるよう考慮していただきたいとの意見が出されました。

以上のことを申し添え、議員各位には当委員会での審査の結果を御理解賜りますようお願い申し上げます。総務建設委員会の報告といたします。終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。
委員長に対する質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員会委員長一ノ瀬敦子さん。

○文教厚生委員会委員長（一ノ瀬敦子君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、本日、午前10時40分から当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、承認すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長池田敦城君。

○予算決算委員会委員長（池田敦城君） 予算決算委員会から報告いたします。

本日、本会議において当委員会に付託されました案件について、全議員並びに当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第19号につきましては、承認すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、各案件の審議に入ります。

まず、日程3、議案第17号であります。

これより、議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第17号は、これを承認することに決しました。

次に、日程4、議案第18号であります。

これより、議案第18号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第18号は、これを承認することに決しました。

次に、日程5、議案第19号であります。

これより、議案第19号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第19号は、これを承認することに決しました。

次に、日程6、議案第20号であります。

これより、議案第20号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

これにて、平成31年4月臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、平成31年有田市議会4月臨時会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会